

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプター「おおさか」300 時間点検及びサービスブリテン(SB)等の実施

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

ヘリコプターの運航にあたっては年に 1 回有効な耐空証明書を取得する必要がある、耐空証明を取得するには、300 時間点検及びサービスブリテン(SB)の実施並びに機体の不具合修理をしなければならない。

本案件の実施にあたっては、ヘリコプターの運休により市民の安全に支障をきたすことになり、運休期間を可能な限り短期間にしなければならない。このため 300 時間点検及びサービスブリテン(SB)の実施並びに機体の不具合修理を同時に行う必要がある。また、同時に実施することで最少の経費で実施することもできる。

さらに、今回、機体に不具合(メインローターブレードスタティックバランスの不良及びテールローターブレードの亀裂)が生じており、この修理については修理認定を受けているエアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社しか修理できず、本案件の契約内容を同時に実施できるのは同業者のみである。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課(航空隊) (電話番号 072-992-4900)

随意契約理由書

1 案件名称

機体部品スタータージェネレーター 修理

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件については、ヘリコプター「おおさか」「なにわ」の不具合で取外した機体部品の修理である。

航空機の機体部品はそれぞれの認定会社による正規な修理を実施しないと機体や機体の機器に取付けることは不可能であり、航空法に基づく耐空検査及び修理改造検査に合格しない。当局の保有するヘリコプターは、仏国エアバス・ヘリコプターズ社製である。エアバス・ヘリコプターズ社は、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社に本邦での部品、工具、技術図書の販売、ブレードを含む各種装備品の修理・オーバーホール、技術支援など独占販売権を与えている。

よって本案件の機体部品スタータージェネレーターの修理については、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） 電話番号 072-992-4900